

# 福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト

～ 「ロボット産業革命の地ふくしま」を目指して ～



平成27年4月17日（金）

福島県

『ロボット新戦略』（2015.1.23ロボット革命実現会議）

ロボット革命実現会議 安倍総理発言内容

今回の「ロボット新戦略」は、正に新たな時代に日本が世界の中心で輝くための戦略と道筋を示すものであります。

このロボット新戦略に基づいて、日本を世界最先端のロボットショーケース化し、介護や農業、中小企業にまで普及する世界一のロボット活用社会を目指してまいります。このため、規制改革による「ロボットバリアフリー社会」の実現や世界最高水準の人工知能技術の確立に取り組んでまいります。第一歩として、福島県に新たなロボット実証フィールドを設けます。日本全国からロボット開発に挑戦する方々を募り、世界に誇る次世代ロボットの実証拠点とします。今年はいわゆるロボット革命元年となります。

◎フィールドロボットを中心とした実用化の動きを加速化するため、新たな実証フィールドとして、福島県に「福島浜通りロボット実証区域」（仮称）を設け、陸上・水中・空中のあらゆる分野におけるロボット開発の集積拠点とすることを旨とする。

【福島浜通りロボット実証区域】

福島県浜通り市町村を対象に、実証希望ロボットの公募を行った上で、各自治体から対象区域内の橋梁、ダム、トンネル等の施設又は空間スペース（実証可能施設等）を募り、事務局（福島県、経済産業省、内閣府）がマッチングを行った上でロボット実証を実施する。



近未来技術実証特区  
採択

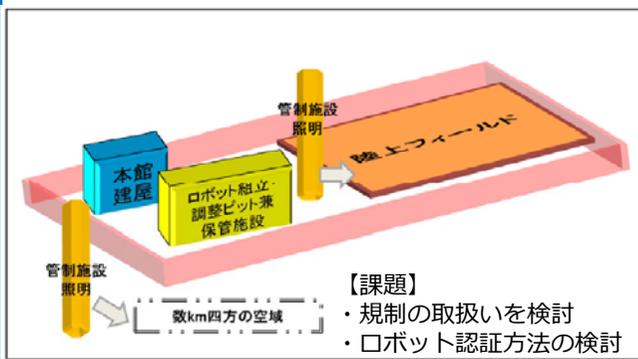
- A 陸上ロボット  
・ 道路交通法
- B 航空ロボット  
・ 航空法
- C 遠隔操作ロボット  
・ 電波法

課題をクリア

規制緩和の先取り

イノベーション・コースト構想の実現  
（ロボットテストフィールド）

【役割】  
災害対応等ロボットの①研究開発、②実証試験、③オペレーターの養成・研修、④非常時での各種ロボット出動



【課題】  
・ 規制の取扱いを検討  
・ ロボット認証方法の検討

ロボットテストフィールド整備案

「ロボット産業革命の地  
ふくしま」の実現へ

【提案する規制緩和措置の内容①】 道路交通法第77条第1項 (道路の使用許可)

【現状】 道路交通法第77条第1項 「次の各号のいずれかに該当するものは、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。」

⇒ロボットの道路使用については、都度許可申請をすることが必要。

- 人が容易に入れない箇所や広域での放射線測定を可能にする無人飛行機の実証試験に係る滑走路としての道路使用 (JAEA)
- 道路・橋梁の点検を無人で行う磁石走行型ロボット (NEDO事業で実施中)

上記の研究等を想定



【新たな特区措置】  
特区内での特定道路等を使用した各種ロボットの移動等を伴う実証実験について、**包括的な道路使用許可を認め、使用の都度、届出だけで“可”とする。**

⇒手続きの簡素化による活用増

【提案する規制緩和措置の内容②】 電波法第4条各号 (無線局の開設)

【現状】 電波法第4条 「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。」

⇒免許を要しない無線局についても、空中線電力 (送信出力) が制限され、ロボットの行動半径を制限。

- 海洋沿岸を無人航行し、海水中の放射線量を連続で計測できる観測船 (JAEA)
- 小型の無人飛行機による、狭へい区域での放射線モニタリング (JAEA)

上記の研究等を想定



【新たな特区措置】  
特区内の特定地域において、他の電波利用者への影響がないことを確認した上で、**免許を要しない小電力の無線局等の空中線電力 (送信出力) の引き上げを希望する。**

⇒制限が緩和されることによる活用増

【提案する規制緩和措置の内容③】 航空法第99条の2（飛行に影響を及ぼす行為）  
航空法施行規則第209条の3、209条の4

【現状】

航空法第99条の2

「何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域～における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行う者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。」

⇒航空ロボットの飛行については、多くが航空法施行規則第209条の3、209条の4に該当し、飛行に影響を及ぼすおそれのある行為として、空域使用の都度国土交通大臣への許可申請または通報が必要

- 軽量小型無人マルチコプタによる、地表及び建屋の撮影や空間線量率の測定（菊池製作所）
- 農薬散布用ヘリコプターに自動プログラムを内蔵した自律飛行型無人ヘリコプター（JAEA）
- 全天候型で、様々なアタッチメントの装着により災害対応、線量測定、インフラ点検等を行う無人コプター（MTS&プランニング）

上記の研究等を想定



【新たな特区措置】

特区内の特定空域における航空ロボットの  
実証実験について、空域の常時使用を可能とするよう、包括的な空域使用許可を認め、航空情報提出を一定期間の空域使用計画・使用報告の提出で“可”とする。その上で、AIP（航空路誌補足版）の発行を希望する。

⇒手続きの簡素化、及び規制の緩和による活用増